

2 事業者の比較検討

食材の購入にあたっては、信頼のおける業者から安全・安心であるとともに、良質な食材を安価で購入することが重要であることから、入札等により比較検討を行う必要があります。

また、その手続きについては透明性・公平性を十分に確保し、保護者等へ説明責任を果たせるものでなければなりません。

(1) 現状と課題

おかずは、ほとんどの市町（学校・共同調理場）が価格等を複数事業者で比較し納入事業者を決定しています。しかし、主食は、価格等を複数事業者で比較せずに公益財団法人静岡県県学校給食会（以下「県学校給食会」という）から購入している市町が90%以上であり、競争原理が働いていません。

また、食材の購入に係る組織（業者選定委員会・物資選定委員会）を設置せず、担当者の責任で処理している市町が存在します。

ア 主食（米・ごはん、パン・めん）の購入について

(ア) 主食の購入状況（学校・調理場）

県学校給食会から購入し、比較等は特に行っていない	94.4%
複数業者（県学校給食会含む）により価格等を比較検討	1.1%
その他（他に比較検討できる事業者がないなど）	4.4%

(イ) 市町別主食の購入状況

米・ ご は ん	他の業者と比較しない	県学校給食会から購入	28 市町
		J A等から購入	4 市町
	複数の業者の価格などを比較して購入		3 市町
パ ン	他の業者と比較しない	県学校給食会から購入	35 市町
		その他	なし
め ん	他の業者と比較しない	県学校給食会から購入	34 市町
		その他	1 市町

※ 他の事業者と比較しない理由

例年購入している、安全で安定した食材の提供、市内に納入できる事業者がない 等

(ウ) 県学校給食会と市町及び学校・共同調理場の関わりについて

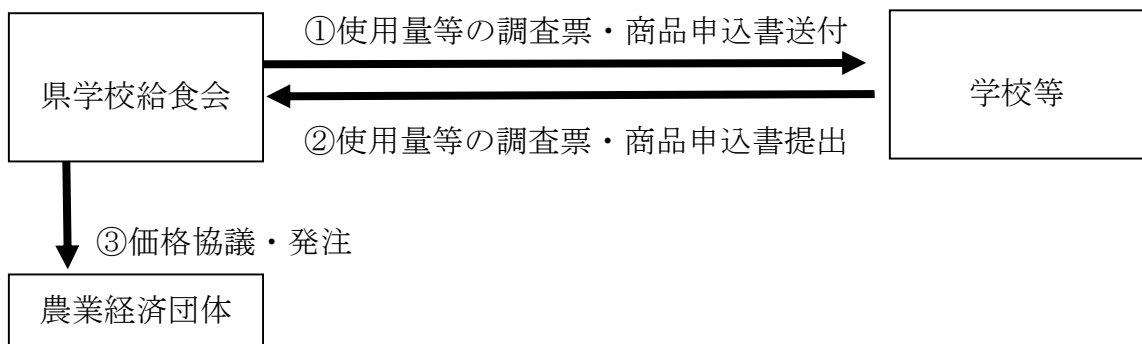
県学校給食会からの購入が多くなる主な要因は以下のとおりです。

① 主食の発注に関して

- ・ 県学校給食会が学校等に対し年間実施予定（使用量等）の調査を実施
- ・ 県学校給食会の使用量調査票を提出して発注
- ・ 食品の規格についての発注者側の意志が不明確

主食（米・ごはん・パン・めん）の年間実施予定（使用量）調査等について

- ・ 県学校給食会が、給食人員、月別実施回数を調査している。
- ・ 県学校給食会は、この調査結果により商品の年間必要量を把握し、農業経済団体と売買価格の協議をし、学校等への商品の売買価格を決定している。
- ・ 調査回答が商品申込書となっているものがある。

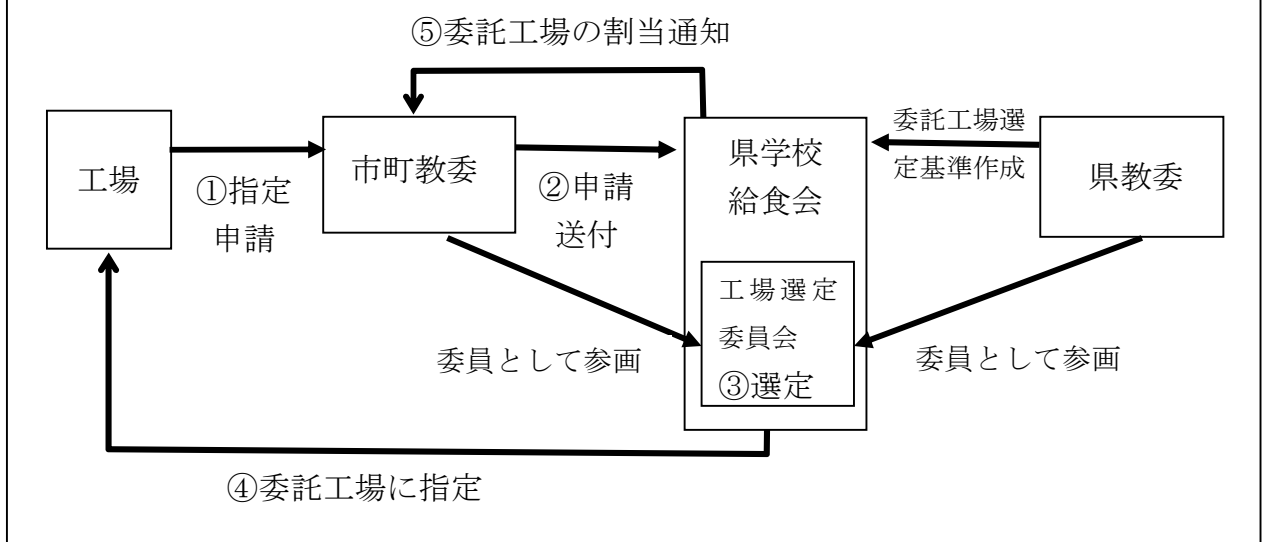


② 委託工場の選定に関して

※委託工場：県学校給食会と加工契約をし、県学校給食会の商品として、ごはん・パン・めんを生産する工場。県学校給食会が2年ごとに指定する。

- ・ 県教育委員会が学校給食会委託工場の選定基準作成及び選定に参画
- ・ 工場が行う県学校給食会への申請手続き及び委託工場選定に、市町教委が関与
- ・ 学校給食会から委託工場を各市町に割り当て

県学校給食会委託工場指定手続き



改善すべき課題 1-1・1-2

1-1

大半の学校等が、給食の主食について県学校給食会から購入しているが、価格等比較検討されておらず、競争原理が導入されていない。

1-2

県教委等が、県学校給食会の商品を生産する工場の選定について、選定委員となるなど関与している。

イ おかずの購入

- ・おかずの購入状況

設定された価格で購入し、他業者等の比較は特に行っていない	8.3%
複数業者と価格、安全性等を比較したうえで購入している	91.7%

ウ 組織体制

(ア) 食品納入業者の選定

納入業者の登録制度はない	34.3%
全ての食品で納入業者登録を行っている	62.9%
一部の食品で納入業者登録を行っている	2.9%

(納入業者登録の条件)

- ・立地：当該市町または近隣市町に立地
- ・経営状態：良好な経営状況、製造加工能力・従業員・輸送能力
- ・衛生状態：保健所の衛生検査等

(イ) 物資選定委員会設置状況

委員会形式により参加者が協議して決定	53.9%
委員会形式ではないが、決裁等の手続により決定	8.6%
担当者の責任で決定（決裁等はしない）	34.7%

(選定委員会での選定対象)

- ・すべての食品：18.3%
- ・一部の食品：81.7%（対象外：肉類・魚介類・野菜類等）

改善すべき課題 1-3

業者等の選定業務について、体制等が十分ではない。

- (1) 見積依頼する事業者が限定的となっており、新規の納入希望事業者が、入札等に十分参加しやすい仕組みとはいえない。
- (2) 栄養教諭等担当者個人の責任で納入事業者を決定している市町が3割程度ある。

(2) 改善策

ア 主食（米・ごはん、パン・めん）の購入

改善の方向性 1-1

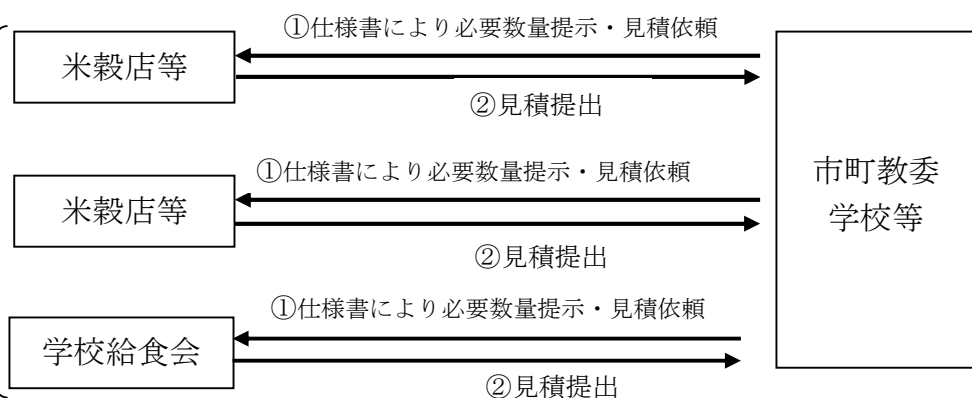
規格、数量を複数の事業者に提示し、価格等比較検討し納入事業者を決定する ⇒ 改善1

※「例年購入している」「市内に納入できる事業者がない」等のあいまいな理由により、県学校給食会以外の他事業者と見積書により価格等を比較してこなかったが、複数の業者から見積を徴し、価格等を比較検討して事業者を決定する。

- ・一般事業者等と直接取引できるようにする。
- ・単独随意契約の場合、市町の財務規則等で定めている基準に基づくこと。
- ・特定業者への発注につながる栄養管理システムはいかなるものであっても使用しない。
- ・使用量の調査は県学校給食会だけでなく、希望する事業者にも報告する。
- ・必要量は見積依頼の際に学校等が事業者に示す。
- ・規格については、基本部分は県教委で定める。

必要量の提示

複数の納入希望事業者に仕様書（必要数量等）提示

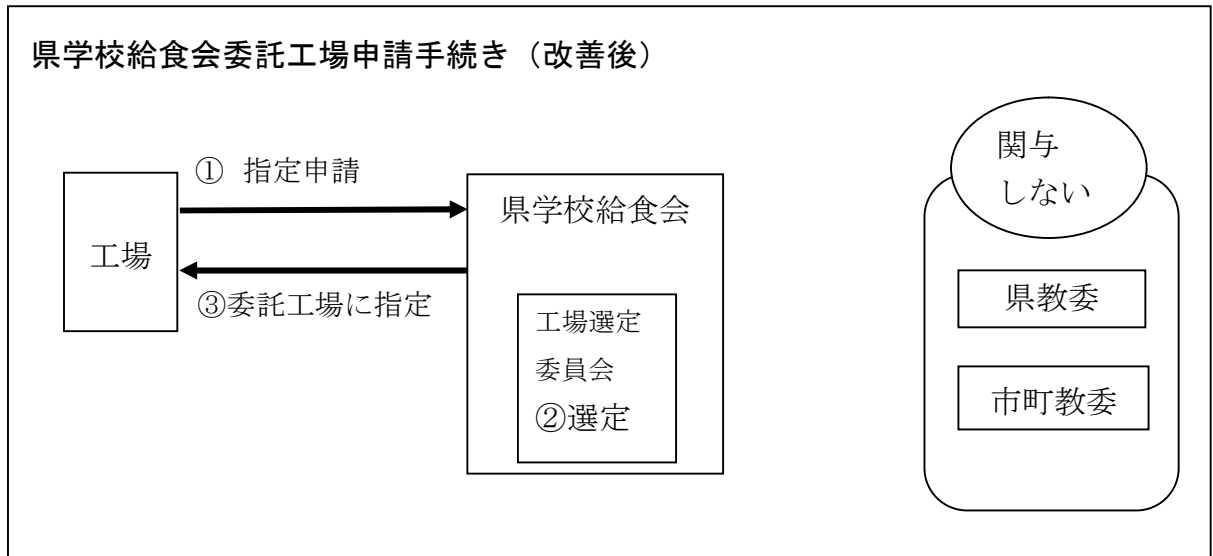


改善の方向性 1-2

県・市町教委等は、県学校給食会の内部業務（委託工場選定・委託工場割当等）に関与しない ⇒ 改善2

※他の納入業者と同様に、県学校給食会に対しても、どの工場で生産するか等事業者が自ら決定すべき内容について、県教育委員会等による関与はしない。

- ・ 県教育委員会は、学校給食会委託工場の選定のために作成した基準を廃止するとともに、委託工場選定委員会に関与しない。
- ・ 市町教委は学校給食会指定工場の申請受付事務を実施せず、また委託工場選定委員会に関与しない。
- ・ 県学校給食会による指定工場の割当は、市町が比較検討の結果、県学校給食会を納入業者として決定した場合にのみ行う。



イ おかずの購入

- ・ 複数の業者から見積を徴して、価格等を比較検討し事業者を決定する。

⇒ 改善 1

ウ 組織体制

改善の方向性 1-3

複数の職員により業者等を決定する組織を設置する ⇒ 改善 3

- (1) 業者登録制度を導入し、業者選定委員会を設置する
- (2) 公平な業者選定を進めるため、物資選定委員会を設置する

※納入業者の新規参入を阻害しないよう、公募による納入希望者登録制度を導入し、比較検討しやすい体制とする。

※栄養教諭等だけに任せることの多かった物資の選定業務等について、複数の職員等が関る体制とする。

(7) 食品納入業者の選定（業者登録制度の導入と業者選定委員会の設置）

- ・ 入札参加資格事業者選定のための委員会（業者選定委員会）を設置し、複数の職員が明確な基準により審査し、公平に業者を選定する。
- ・ 業者選定における公平性をより確保するため、広く納入希望事業者を募る仕組みとして、業者登録制度を導入する。

業者選定委員会における登録業者の評価項目例

- 納入食品の品質や取扱いについての十分な知識、経験があること。
- 適正な価格で安定供給できること。
- 衛生管理が徹底されていること。
- 食品の取扱いが安全・衛生的であること。(輸送能力、温度管理状況等)
- 保健所の衛生監視採点結果が良好であること。
- 検収時の取替え等に早急に対応できること。
- 経営面で問題がないこと。(税金の納付状況等)
- 学校給食の意義や役割を理解し、自主検査結果やアレルギーに関する配合内容、生産履歴等の資料提供について理解があること。
- 主食など加工委託する場合、事業者の施設及び設備、従業員数などの製造能力が十分であること。

(イ) 物資選定委員会

- ・食品を納入する事業者選定のための委員会(物資選定委員会)を設置し、複数の職員が明確な基準により審査し、公平に業者を選定する。

物資選定基準例

規格(大きさ、内容量、包装形態等)、鮮度、味、食感、産地、栄養成分、加工食品の原材料と配合内容、食物アレルギーの原因物質、農畜水産物の生産履歴、微生物検査や理化学検査の結果